

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	令和4年7月29日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府亀岡市安町野々神8番地	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 亀岡市長 桂川 孝裕

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類	前年度							
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数				
	エアコンディショナー	1438 台	0 台	9 台	1429 台				
	冷蔵機器及び冷凍機器	35 台	0 台	1 台	34 台				
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量					
	エアコンディショナー	94.7	キログラム	19.6	キログラム				
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム				
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使 用 時	機器に異常音や水漏れなど異常がないか日常的に確認しており、異常があれば整備業者に連絡をする。また、点検記録簿を作成し、マニュアルに沿って定期的に簡易点検を行い職員間で結果を共有できるような仕組みを構築している。							
	廃 棄 時	第一種特定製品の発売時には、直径10mm未満に回収依頼書（又は委託確認書）を交付し、充填回収業者から交付（又は送付）された取引証明書を受け取ったことをもって、冷媒用代替フロンが回収させたことを確認している。なお、府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼する。また、廃棄について占拠した結果を記録簿に記載し、職員							
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使 用 時	夏季、冬季の本格的な稼働時期の前に異音や水漏れなど異常な動きをしていないか、職員により試運転を行う。 点検記録簿を作成し、定期的に簡易点検を行う。							
	廃 棄 時	改正ノンフロン規制法に従い、直径10mm未満に回収業者から引取証明書及び破壊証明書を受け取り、冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認している。（廃棄が発生する場合は、充填回収業者から破壊証明書が回付されたことを確認し、第一種特定製品の廃棄時に回収された冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認する）（第一種特定製品の廃棄については、第一種特定製品の廃棄時に回収された冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認する）							
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品（トップランナー機器）やノンフロン製品を更新費用の許容する範囲で導入するよう配慮する。しかし、空調機については、ノンフロン製品が市場に無いため、R32製品などの地球温暖化係数が低い冷媒の製品を導入する方向で努める。								
特記事項									

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。